

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第17号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）吉祥院宮ノ東町地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたこと及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の一部において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称 (適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
吉祥院宮ノ東町 A地区	建築物の用途の 制限	建築してはならない建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅, 寄宿舍又は下宿 (3) 店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 建築基準法（以下「法」という。）別表第2（を）項第7号及び第8号に掲げる建築物
	壁面の位置の制限	(1) 道路（八条通を除く。）の境界線までの距離の最低限度 3メートル。ただし、地盤面下の部分については、この限

		<p>りでない。</p> <p>(2) 八条通の境界線までの距離の最低限度 16メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>ア 地盤面下の部分</p> <p>イ 八条通の境界線から壁面までの距離が3メートル以上である1若しくは2以上の建築物又はその部分（アに掲げるものを除く。）で、八条通の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にあるものの床面積の合計が20平方メートル以内であるもの</p>
吉祥院宮ノ東町 B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2（を）項第7号及び第8号に掲げる建築物</p>
	壁面の位置の制限	<p>道路の境界線までの距離の最低限度 3メートル。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。</p>
吉祥院宮ノ東町 C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅，寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類す</p>

		<p>るもの</p> <p>(4) 法別表第2(を)項第7号及び第8号に掲げる建築物</p>
<p>洛西ニュータウン・タウンセンター地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 工場（建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>(4) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(5) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p>

2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）桂・御陵坂地区地区計画の名称が桂坂さくら地区地区計画に変更されるとともに、同地区計画の区域のうち、地区整備計画において、桂・御陵坂第1地区及び桂・御陵坂第2地区として区分された区域が統合され、その名称が次のとおり変更されたことに伴い、規定を整備するこ

としました。

変 更 前	変 更 後
桂・御陵坂第1地区	桂坂さくら地区
桂・御陵坂第2地区	

3 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画（以下「桂坂地区計画」という。）が変更されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

(1) 桂坂地区計画の区域のうち、新たに桂坂にれのき南地区及び桂坂あかしあ地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途，敷地及び構造に関する制限を定めました。

計画地区の名称 (適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
桂坂にれのき南地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル
桂坂あかしあ地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用

	<p>住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所等</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>
建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル(2戸建て専用住宅にあつては, 1戸当たり110平方メートル)
壁面の位置の制限	<p>敷地境界線までの距離の最低限度 道路の境界線にあつては1.2メートル, 隣地境界線にあつては0.8メートル。ただし, 敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で, 次の各号のいずれにも該当するものについては, この限りでない。</p> <p>(1) 物置の用途に供するものであること。</p> <p>(2) 軒の高さが2.3メートル以下であること。</p>

	(3) 床面積の合計が5平方メートル以内 であること。
--	--------------------------------

備考1 診療所には、住宅を兼ねるものを含む。

2 「巡査派出所等」とは、巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する公益上必要な建築物をいう。

(2) 次のとおり、桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において区分される区域の名称が変更されるとともに、一部の区域が統合され、又は分割されたことに伴い、規定を整備しました。

変 更 前	変 更 後
桂坂第1地区	桂坂かえで地区
桂坂第2地区	
桂坂第3地区	桂坂さつき東地区
桂坂第4地区	桂坂さつき西地区
桂坂第5地区	桂坂にれのき北地区
桂坂第6地区	
桂坂第7地区	桂坂くすのき東地区
桂坂第8地区	桂坂くすのき中地区
桂坂第9地区	桂坂つばき東地区
桂坂第10地区	
桂坂第11地区	桂坂ひいらぎ中地区
桂坂第12地区	桂坂つばき西地区
桂坂第13地区	
桂坂第14地区	桂坂あすなろ地区
桂坂第15地区	桂坂くすのき西地区

桂坂第16地区	桂坂季美が丘地区
桂坂第17地区	桂坂もくれん東地区
	桂坂あすなろ地区
桂坂第18地区	桂坂もくれん西地区
桂坂第19地区	桂坂くすのき北地区
桂坂第20地区	桂坂ひいらぎ南地区
桂坂第21地区	桂坂ひいらぎ北地区
桂坂コミュニティ道路A地区	桂坂ひいらぎ石畳通地区
	桂坂つばき石畳通A地区
桂坂コミュニティ道路B地区	桂坂つばき石畳通B地区
東桂坂第1地区	桂坂もみのき地区
東桂坂第2地区	
西桂坂第1地区	桂坂しらかば地区

4 その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成21年10月13日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第17号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1九条西洞院地区の項の次に次の3項を加える。

吉祥院宮ノ東町 A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）吉祥院宮ノ東町地区地区計画（以下「吉祥院宮ノ東町地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
吉祥院宮ノ東町 B地区	吉祥院宮ノ東町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
吉祥院宮ノ東町 C地区	吉祥院宮ノ東町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域

別表第1桂・御陵坂第1地区の項及び桂・御陵坂第2地区の項を削り、同表桂坂第1地区の項中「桂坂第1地区」を「桂坂もくれん東地区」に改め、同表桂坂第2地区の項中「桂坂第2地区」を「桂坂もくれん西地区」に改め、同表桂坂第3地区の項中「桂坂第3地区」を「桂坂くすのき東地区」に改め、同表桂坂第4地区の項中「桂坂第4地区」を「桂坂くすのき中地区」に改め、同表桂坂第5地区の項中「桂坂第5地区」を「桂坂くすのき北地区」に改め、同表桂坂第6地区の項中「桂坂第6地区」を

「桂坂くすのき西地区」に改め、同表桂坂第7地区の項中「桂坂第7地区」を「桂坂つばき西地区」に改め、同表桂坂第8地区の項中「桂坂第8地区」を「桂坂つばき東地区」に改め、同表桂坂第9地区の項中「桂坂第9地区」を「桂坂つばき石畳通A地区」に改め、同表桂坂第10地区の項中「桂坂第10地区」を「桂坂つばき石畳通B地区」に改め、同表桂坂第11地区の項中「桂坂第11地区」を「桂坂ひいらぎ北地区」に改め、同表桂坂第12地区の項中「桂坂第12地区」を「桂坂ひいらぎ南地区」に改め、同表桂坂第13地区の項中「桂坂第13地区」を「桂坂ひいらぎ石畳通地区」に改め、同表桂坂第14地区の項中「桂坂第14地区」を「桂坂ひいらぎ中地区」に改め、同表桂坂第15地区の項中「桂坂第15地区」を「桂坂あすなろ地区」に改め、同表桂坂第16地区の項中「桂坂第16地区」を「桂坂もみのき地区」に改め、同表桂坂第17地区の項中「桂坂第17地区」を「桂坂にれのき北地区」に改め、同表桂坂第18地区の項中「桂坂第18地区」を「桂坂にれのき南地区」に改め、同表桂坂第19地区の項中「桂坂第19地区」を「桂坂あかしあ地区」に改め、同表桂坂第20地区の項中「桂坂第20地区」を「桂坂しらかば地区」に改め、同表桂坂第21地区の項中「桂坂第21地区」を「桂坂さつき西地区」に改め、同項の次に次の3項を加える。

桂坂さつき東地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂さつき東地区として区分された区域
桂坂季美が丘地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂季美が丘地区として区分された区域
桂坂かえで地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂かえで地区として区分された区域

別表第1 桂坂コミュニティ道路A地区の項及び桂坂コミュニティ道路B地区の項を

削り，同表東桂坂第1地区の項から西桂坂第1地区の項までを次のように改める。

桂坂さくら地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）桂坂さくら地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
---------	--

別表第1大原野西境谷町四丁目西地区の項の次に次の1項を加える。

洛西ニュータウン・タウンセンター地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められた区域
--------------------	---

別表第2九条西洞院地区の項の次に次の3項を加える。

吉祥院宮ノ東町A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅，寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 法別表第2（を）項第7号及び第8号に掲げる建築物</p>
	壁面の位置の制限	<p>(1) 道路（八条通を除く。）の境界線までの距離の最低限度 3メートル。ただし，地盤面下の部分については，この限りでない。</p> <p>(2) 八条通の境界線までの距離の最低限度 16メートル。ただし，次に掲げるも</p>

		<p>のについては、この限りでない。</p> <p>ア 地盤面下の部分</p> <p>イ 八条通の境界線から壁面までの距離が3メートル以上である1若しくは2以上の建築物又はその部分（アに掲げるものを除く。）で、八条通の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にあるものの床面積の合計が20平方メートル以内であるもの</p>
<p>吉祥院宮ノ東町 B地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2（を）項第7号及び第8号に掲げる建築物</p>
	<p>壁面の位置の制限</p>	<p>道路の境界線までの距離の最低限度 3メートル。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。</p>
<p>吉祥院宮ノ東町 C地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 法別表第2（を）項第7号及び第8号に掲げる建築物</p>

別表第2太秦東部A地区の項中「区画道路2号」を「市道太秦東部緯2号線」に、
「区画道路4号」を「市道太秦東部緯3号線」に、「特殊道路1号」を「市道太秦東部
歩4号線，市道太秦東部歩5号線」に改め，同表太秦東部B地区の項中「区画道路三
条通」を「三条通」に，「区画道路4号」を「市道太秦東部緯3号線」に改め，同表太
秦東部C地区の項中「区画道路三条通」を「三条通」に，「区画道路5号」を「天神川
通」に，「区画道路4号」を「市道太秦東部緯3号線」に改め，同表桂・御陵坂第1地
区の項及び桂・御陵坂第2地区の項を削り，同表桂坂第1地区，桂坂第2地区，桂坂
第4地区，桂坂第8地区，桂坂第12地区，桂坂第13地区及び桂坂第21地区の項
中「桂坂第1地区，桂坂第2地区，桂坂第4地区，桂坂第8地区，桂坂第12地区，
桂坂第13地区及び桂坂第21地区」を「桂坂もくれん東地区，桂坂くすのき東地区，
桂坂あすなろ地区，桂坂にれのき北地区及び桂坂にれのき南地区」に，「(4) 前3号の

「(4) 集会所
建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」を
(5) 前各号の

に改め，同表桂坂
建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」

「(2) 巡査派出所等

第3地区の項中「桂坂第3地区」を「桂坂もくれん西地区」に，(3) 集会所

(4) 前3号の建築物

「(2) 診療所

(3) 巡査派出所等

を

(4) 集会所

に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」

(5) 前各号の建

に，「330平方メ

建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」

一トル」を「170平方メートル」に改め、同表桂坂第5地区、桂坂第6地区、桂坂第7地区、桂坂第14地区及び桂坂第17地区の項中「桂坂第5地区、桂坂第6地区、桂坂第7地区、桂坂第14地区及び桂坂第17地区」を「桂坂くすのき中地区、桂坂つばき西地区、桂坂ひいらぎ北地区、桂坂さつき西地区及び桂坂かえで地区」に、

「(4) 集会所

(5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」を「(4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）」に改め、同表桂坂第9地区、桂坂第10地区及び桂坂第11地区の項中「桂坂第9地区、桂坂第10地区及び桂坂第11地区」を「桂坂くすのき北地区」に、「140平方メートル」を「330平方メートル」に改め、同表桂坂第15地区及び桂坂第16地区の項中「桂坂第15地区及び桂坂第16地区」を「桂坂くすのき西地区及び桂坂季美が丘地区」に改め、同表桂坂第18地区の項中「桂坂第18地区」を「桂坂つばき東地

「(4) 集会所

区及び桂坂ひいらぎ中地区」に、

(5) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条

を「(4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130の5に規定するものを除く。）」

条の5に規定するものを除く。）」に、「170平方メートル」を「140平方メートル」に改め、同表桂坂第19地区の項及び桂坂第20地区の項を次のように改める。

桂坂つばき石畳 通A地区及び桂 坂ひいらぎ石畳 通地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物（住宅を兼ねるものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル

	壁面の位置の制限	市道御陵緯7号線の境界線までの距離の最低限度 1メートル
桂坂つばき石畳通B地区	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	市道御陵自歩14号線の境界線までの距離の最低限度 1メートル
桂坂ひいらぎ南地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 保育所</p> <p>(4) 巡査派出所等</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル
桂坂もみのき地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所等</p> <p>(5) 集会所</p>

		(6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル
桂坂あかしあ地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所等</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル（2戸建て専用住宅にあっては、1戸当たり110平方メートル）
	壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 道路の境界線にあっては1.2メートル、隣地境界線にあっては0.8メートル。ただし、敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築

		<p>物又はその部分で、次の各号のいずれにも該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 物置の用途に供するものであること。</p> <p>(2) 軒の高さが2.3メートル以下であること。</p> <p>(3) 床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>
桂坂しらかば地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅又は2戸建て専用住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所等</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	110平方メートル（2戸建て専用住宅にあっては、1戸当たり110平方メートル）
桂坂さつき東地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 巡査派出所等 (3) 集会所 (4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	330平方メートル

別表第2 桂坂コミュニティ道路A地区の項及び桂坂コミュニティ道路B地区の項を削り、同表東桂坂第1地区及び東桂坂第2地区の項及び西桂坂第1地区の項を次のように改める。

桂坂さくら地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1戸建て専用住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所等 (5) 集会所 (6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	140平方メートル
	壁面の位置の制限	市道松尾御陵100号線及び市道松尾御陵101号線（これらの道路と他の道路と

		の交差点を含む。)の境界線までの距離の 最低限度 1.2メートル
--	--	-------------------------------------

別表第2大原野西境谷町四丁目西地区の項の次に次の1項を加える。

洛西ニュータウン・タウンセンター地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 工場(令第130条の6に規定するものを除く。) (4) 風俗営業(風営法第2条第1項第8号に掲げるものを除く。), 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (5) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物(ゲームセンターを除く。) (6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (7) 倉庫業を営む倉庫
--------------------	-----------	---

別表第2備考11中「桂坂第16地区」を「桂坂季美が丘地区」に改め、同備考16を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)